

## 基調講演① 「高齢者虐待を防止するために」

令和7年2月7日（金）

弁護士法人札幌英和法律事務所

弁護士 新堂有亮

# 自己紹介

2015年12月～ 弁護士（札幌弁護士会所属）

札幌市中央区大通西11丁目半田ビル6階

電話番号 011-281-1441

メールアドレス [shindo@eiwa-law.com](mailto:shindo@eiwa-law.com)

札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会副委員長

北海道精神医療審査会委員

北海道福祉サービス運営適正化委員会委員

北星学園大学非常勤講師

# 今日の講演で何を話すか

## 高齢者虐待防止法の概要

- ・ 高齢者虐待がどのように定義されているか理解する。
- ・ 誰が高齢者虐待の責任を負うか理解する。

## 高齢者虐待の要因

- ・ 一般的な虐待リスクについて理解する。
- ・ 時間があれば事例紹介する。

# 高齢者虐待防止法とは何だろうか？

目的：高齢者の権利利益の擁護に資する。

理由：高齢者に対する虐待が深刻な状況にある。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である。

方法：高齢者虐待の防止等に関する国等の責務を定める。

高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置を定める。

養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を定める。

効果：高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進する。

## 高齢者虐待防止法は誰に向けた法律か

第一義的な責任は、「市町村」にある。

- ・ 権限の不適切行使、不行使の場合、損害が発生すれば国家賠償責任を問われる可能性がある。

国及び地方公共団体は、体制整備等を行う必要がある。

高齢者虐待防止法は最低限の施策を定めたものとみるべきである。

迅速に、高齢者の安心安全な生活を守るためには、困難ケースとは異なる対応をしなければならない。

# 体制整備とはどのようなものか

◇養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム◇

養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、居室確保、養護者の支援</p> <p>[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等</p>	<p>[市町村の責務] 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使</p> <p>[都道府県の責務] 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表</p> <p>[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>
<p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認（立入調査）</li> <li>②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限）</li> <li>③成年後見人の市町村長申立</li> </ul> </div>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①監督権限の適切な行使</li> <li>②措置等の公表</li> </ul> </div>

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」21頁

# 市民は高齢者虐待防止法においてどのようなことが期待されるか

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努める。

## 養介護施設従事者等

- ・ 業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、通報義務がある。

## 市民

- ・ 虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、通報義務、通報努力義務がある。

## 高齢者虐待防止法は誰による虐待を防ぎたいか

「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法2条3項）。

養護者による虐待（以下「養護者虐待」という。）

養介護施設従事者等による虐待（以下「従事者虐待」という。）



## 養護者とは何か

養護者の定義：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外

- ・ 金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしていればよい。
- ・ 同居してなくても良い。
- ・ 親族でなくても良い。
- ・ それでも養護者と認定できない場合は？

# 養介護施設従事者等とは何か

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	<p>「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者（直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む）</p>
介護保険法による規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」4頁

# 高齢者虐待防止法にいう虐待とは何か

ア 身体的虐待

イ 介護・世話の放棄・放任

ウ 心理的虐待

エ 性的虐待

オ 経済的虐待

## 養護者虐待とは何か

身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 従事者虐待とは何か

身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 虐待を行う側に虐待の認識は必要なのか

- 「本人のため」、「本人は何も出来ない」、「私は一生懸命やっている」など。  
意図的とか、結果的とか、理由を問わず虐待とする。  
客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。
- 悪い意思を持って行為した者を捜査して処罰する法律ではない。  
高齢者と養護者を支援対象として位置づける。  
まず高齢者の権利擁護、保護が大切。

## 養護者による身体的虐待の具体例は何か

- ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
- ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

## 養護者による介護・世話の放棄・放任の具体例は何か

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている。
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。



# 養護者による心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の具体例は何か

## 心理的虐待

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

## 性的虐待

- ・本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。

## 経済的虐待

- ・本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

# 養護者による虐待の要因の例は何か

虐待のリスク要因の例

	被虐待者側の要因	虐待者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下</li> <li>・ 疾病・障害がある</li> <li>・ 要介護状態</li> <li>・ 認知症の発症・悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護負担による心身、経済的なストレス</li> <li>・ 養護者自身の疾病・障害</li> <li>・ 依存症（アルコール・ギャンブル等）</li> </ul>	
心理的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワレス状態（無気力状態）</li> <li>・ 判断力の低下、金銭の管理能力の低下</li> <li>・ 養護者との依存関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワレス状態（無気力状態）</li> <li>・ 性格的な偏り</li> </ul>	
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語コミュニケーション機能の低下</li> <li>・ 過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立</li> <li>・ 公的付与や手当等の手続きができていない</li> <li>・ 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護や家事に慣れていない</li> <li>・ 収入不安定、無職</li> <li>・ 金銭の管理能力がない</li> <li>・ 借金、浪費癖がある</li> <li>・ 公的付与や手当等の手続きができていない</li> <li>・ 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）</li> <li>・ 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ</li> <li>・ 相談者がいない</li> <li>・ 認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解）</li> <li>・ 介護や介護負担のためのサービスを知らない</li> <li>・ 親族関係からの孤立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族関係の悪さ、孤立</li> <li>・ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>・ 介護の押し付け</li> <li>・ 暴力の世代間・家族間連鎖</li> <li>・ 家屋の老朽化、不衛生</li> <li>・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立</li> <li>・ 人通りの少ない環境</li> <li>・ 地域特有の風習・ならわし</li> <li>・ 高齢者に対する差別意識</li> <li>・ 認知症や疾病、障害に対する偏見</li> </ul>

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」4頁

## いわゆるセルフ・ネグレクトとは何か

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

背景：認知症、精神疾患・障害、アルコール関連の問題、生活歴など。

方法：必要に応じて、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をする。

# 従事者虐待の要因の一般的な背景は何か

## 施設経営

- ・ 組織の理念・目標の不共有、組織のためだけの組織、経営責任の欠如

## チームケア

- ・ チーム意識の欠如、職員の間関係維持のためだけのチーム

## ケアの内容

- ・ 専門的知識・技術の欠如、アセスメントの欠如、画一的なケア、教育の欠如

## 法令・倫理の理解

- ・ 虐待・身体拘束に関する意識・知識の欠如、倫理観の忘却

## 組織風土

- ・ 職員への負担やストレスの無視、現状追従な雰囲気

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」119頁

# 従事者虐待の要因は何か

## 法に基づく対応状況調査による虐待発生要因の上位項目

虐待を行った職員の課題（上位項目）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足</li><li>・ 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足</li><li>・ 職員のストレス・感情コントロール</li><li>・ 職員の倫理観・理念の欠如 等</li></ul>
組織運営上の課題（上位項目）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の指導管理体制が不十分</li><li>・ 虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組みが不十分</li><li>・ チームケア体制・連携体制が不十分</li><li>・ 職員研修の機会や体制が不十分</li><li>・ 職員が相談できる体制が不十分 等</li></ul>
運営法人・経営層の課題（上位項目）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営層の現場の実態理解不足</li><li>・ 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足</li><li>・ 業務環境変化への対応取り組みが不十分 等</li></ul>

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」117頁

# 身体的拘束等とは何か

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経していない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する。

## 身体拘束の三要件

切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束は一時的なものであること

## どのようなときに通報するのか

養護者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者

- ・ 生命又は身体に重大な危険が生じている場合、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ・ それ以外の場合、市町村に通報するよう努めなければならない。

養介護施設従事者等

・ その業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

従事者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者

- ・ 生命又は身体に重大な危険が生じている場合、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ・ それ以外の場合、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。

## どの程度虐待を確認したら通報して良いのか

虐待を見つけたときに通報するのではなく、虐待を受けたと思われるときに通報する。

- ・虐待認定を行うのは、通報者ではない。
- ・「と思われる」程度で良い。



## 通報したことで不利益を被ることはないか

秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は通報を妨げない。

養介護施設従事者等は、従事者虐待を通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

虚偽であるもの及び過失によるものを除くとあるが、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しない。高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられればよい。

市町村は通報した者を特定させるものを漏らしてはならない。

# 高齢者虐待において市町村がとりうる手段はあるか

立入調査（養護者虐待で高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき）

やむを得ない事由による措置（一定のサービスを職権で受けさせる。分離保護）

居室の確保（分離保護する場合のための準備）

面会制限（措置の場合）

成年後見制度（市町村長申立の活用）

## どのような事例があるか

弁護士として、いろいろな立場で関わる。

- ・虐待を受けたと思われる高齢者本人の代理人
- ・養護者の代理人
- ・施設の代理人
- ・専門職チーム

など